別添9.

エコマーク商品類型　試案

「廃食用油再生せっけん Version1.0（認定基準案）」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

家庭などで発生する使用済み食用油は、台所からそのまま流すと水質汚濁の原因物質となる。廃食用油吸収剤などで処理する方法もあるが、水質汚濁防止、リサイクル促進、環境教育といった観点からせっけんとして活用する取り組みが市民団体、福祉団体などによりなされている。エコマーク事業では、1989 年より、このような廃食用油をリサイクルしてつくられたせっけんをエコマーク商品類型 No.11「廃食用油再生せっけん」として推奨し、普及を図ってきたところである。

今般、1996 年より進めてきた商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、水質汚濁防止、化学物質などの観点から見直しを行い、あらためて廃食用油からリサイクルしたせっけんを採り上げることとした。

2. 対 象

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「石けん」。

3. 用語の定義

リサイクル：マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。

廃食用油：製品として使用された後に、廃棄された食用油。

プラスチック：単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。

ポリマ：プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。

処方構成成分：製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準

4-1.環境に関する基準

(1)製品は、原料の油脂が廃食用油 100%であること。

⑵製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定を遵守していること。

⑶製品は、小売段階で簡易包装となるよう出荷していること。

簡易包装を施す製品の包装材料は、紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。板紙の古紙パルプ配合率が 90%以上であること。包装に使用されるプラスチック材料は、ISO11469に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成12年7月　経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

⑷包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

4-2.品質に関する基準

(5)製品は、日本工業規格 JIS K 3301、JIS K 3302、JIS K 3303 などの該当する規定に適合していること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

(6)製品は、「家庭用品品質表示法」および「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約」を遵守していること。

5.認定基準への適合の証明方法

(1)認定基準 4-1.(1)については、配合率を証明する書類を提出すること。

(2)認定基準 4-1.(2)については、工場が立地している地域の環境法規などを申し込み時より過去5年間遵守し、違反がないことについて、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。

(3)認定基準 4-1.(3)については、製品の小売段階での包装状態および使用包装材料（再生材料の配合率)、材質表示の状態をエコマーク商品認定・使用申込書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい)。材料表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

(4)認定基準 4-1.(4)については、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(5)認定基準 4-2.(5)については、該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場がJIS 認定を受けている場合は、JIS 認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(6)認定基準 4-2.(6)については、家庭用品品質表示法および家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約に基づく表示の見本を提出すること。

6.その他

(1) 商品区分は、ブランド名毎とし、色、大小による区分は行わない。

(2) マーク下段の表示は下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの 1 段表示を矩形枠で囲んだものとし、1 段目に「廃食用油のリサイクル 100%」と記載すること。

　以下に一例を示す。

ちきゅうにやさしい

廃食用油のリサイクル 100%

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号

（株）××××（エコマーク使用契約者名）

(3) エコマークの表示方法は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。

2004 年 7 月 1 日　制定予定（Version1.0）

2009 年 6 月 30 日　有効期限

本商品類型の認定基準は、必要に応じて認定基準の改定を行います。

解 説　「廃食用油再生せっけんVersion1.0」

2004年7月1日制定予定

1. 対象について

対象製品は、総務庁日本標準商品分類における、「石けん（分類番号88 3)」とした。

ただし、本分類に該当するせっけんのうち、家庭用・業務用の種別によらず、食用廃油を精製若しくは脂肪酸に加工したものを原料としたせっけんを対象とする。

2. 用語の定義について

廃食用油の定義は、JIS Q 14021におけるポストコンシューマ材料の定義に基づいて策定した。参考として以下にJISの定義を示す。

（参考）

JIS Q 14021　ポストコンシューマ材料 の定義

家庭から排出される材料、または製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設および各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これは、流通経路から戻される材料を含む。

JIS Q 14021　プレコンシューマ材料 の定義

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再利用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。

3. 認定の基準について

3 - 1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「廃食用油再生せっけん」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A - 1、B-5、B - 6、B - 9、C - 1およびC - 8（表中◎印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用消費	E 廃棄	F リサイクル
1．資源の消費	◎		◎			
2．地球温暖化影響物質の排出						
3．オゾン層破壊物質の排出						
4．生態系への影響						
5．大気汚染物質の排出		◎				
6．水質汚濁物質の排出		◎				
7．廃棄物の発生・処理処分						
8．有害物質などの使用・排出			◎			
9．その他の環境負荷		◎		○		

A　資源採取段階

◇ A‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 廃食用油の使用について

エコマーク事業においては、環境教育や水質保全の実践策として市民運動などにより進められていた廃食用油再生せっけんを推奨することにより、市場における製品シェアの向上を図ってきた。また、廃食用油をリサイクルすることにより、家庭などから排出される水質汚濁物質の削減を図ることもできる。商品ライフサイクルの概念導入に伴う見直しにあたり、エコマーク認定製品の製造事業者にヒアリングした結果、市場におけるシェアはあまり高くないと推測されることから、旧基準と同様、原料の油脂として50%以上の廃食用油を使用するものについて、引き続きその普及を図ることとして検討を実施した。

検討の結果、引き続き商品類型として認定基準を策定し、廃食用油再生せっけんの普及を図ることとしたが、ヒアリング調査では、1製品当たりの廃食用油の配合割合について、現行50%以上の認定基準に対し、60%以上配合しているメーカが増えていることが明らかとなった。また、大型製造プラントを有する製造事業者は中和法により製造しており、技術的に廃食用油100%とすることは困難であるものの、中小製造プラントを有する製造事業者はけん化法により製造しており廃食用油100%での製造が可能であり、実際、多くの事業者が100％で製造していることが判明した。

基準案の検討に際し、エコマークは販売上重要であり基準が厳しくなるのは困るとの意見がある一方で、現状ではエコマーク認定が容易で環境配慮に優れた製品とはなっておらず、エコマークが販売上、経費に見合う効果を持っていないことからエコマーク使用契約をとりやめる事業者があり、基準を厳しくし環境配慮に優れた製品のみを認定とするべきとの意見もあった。

結論として、環境配慮に優れた製品を推奨すべきであること、中小の事業者は廃食用油100％での製造が可能であることから、廃食用油の配合率については、50％から100％に引き上げることとされた。なお、廃食用油配合率を100%に引き上げるにあたり猶予期間を設けるという提案があったが、技術的に100%に引き上げることが容易であること、授産施設などエコマークの重要性が高いところではコスト

的理由から未使用食用油を使用していないと考えられることから、猶予期間を設定する必要はないと判断した。

B　製造段階

◇ B‐5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染について、適切な管理がなされていること

製品の製造工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ B‐6（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 排水について、適切な管理がなされていること

製造工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ B—9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 騒音・悪臭については、適切な管理がなされていること。

製造工程からの騒音・悪臭については、関連する環境法規および公害防止協定などに遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

C　流通段階

◇ C‐1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装への環境配慮について（簡素化、再生材料の利用） (2) 包装の表示について

(1)については、　せっけんは、個別包装が主流であり包装材料が多く使われていることからその使用量の削減、再生材料の使用を促進することとした。優先順位は、まず不必要な包装は排除すること、包装が必要な場合には材料の使用量を減らすこと、使用する材料には再生材料を優先的に使うこととした。

本項目を基準を制定する項目として選定した。

(2) については、容器・包装リサイクル法の基準に準じた材質表示を行うこととした。本項

目を基準を制定する項目として選定した。

◇ C－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装への環境配慮について（有害物質）

廃棄における有害物質排出予防の観点から、包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこととした。

本項目は基準を制定する項目として選定された。

D　使用・消費段階

◇ D－9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

(1) pH、不純物について (2) 臭気について

(1) については、皮膚へのアレルギーなどの懸念があることから基準項目の策定について検討した結果、JISに同様の規定があるため、エコマーク事業として独自に基準を策定する項目としては選定しなかった。

(2)については、においの質を評価することが難しく、主観的な判断によるところが大きいことから、基準を策定する項目としては選定しなかった。

3-2.品質に関する基準の策定の経緯

廃食用油再生せっけんにおいては、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保する目的で、家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約が定められている。規約では、「人に害がない」、「川を汚さない」などの不適当と思われる表示を防止するための規定が設けられており、申込審査時に表示見本を確認することとした。

付属証明書

年　　月

（社名）

エコマーク商品類型「廃食用油再生せっけん Version1.0」

印（社印を捺印）

申込ブランド名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

＜付属証明書の作成方法＞

1．申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
　「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2．「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
　「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
3．各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。
4．「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

項目	添付証明書	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無（予定）	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他（　　　　　　　） □なし　（表示する場合は表示設計図のご提出が必要です。） （該当する事項をチェックして下さい。）	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出（書式自由・原稿）	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 （該当する事項をチェックして下さい）	他社開発製品の場合、申込承諾書（記入例1）	申込承諾者
本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） （ブランド名以外変更がなければ、以下の項目の証明は不要です）	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 変更点についての認定基準に対する証明書（変更がある場合）	

4-1.環境に関する基準

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
(1)原料の油脂		証明書(記入例2)	原料供給事業者
(2)環境法規		証明書(記入例3)	製品の最終製造工場の工場長
4-1.(4) 製品の包装材 (材質表示、再生材料)	包装材料 □紙　　古紙パルプ配合率　　(　　　)% □板紙　古紙パルプ配合率　(　　　)% □プラスチック 材質表示　□有　／　□無 材質表示が無い場合には、材質表示省略の根拠(　　　　　　　　)	材質表示設計図	申込者
4-1.(5) 製品の包装材 (ハロゲン)	□プラスチック包装材の使用なし □プラスチック包装材の使用あり 包装材の材質名　(　　　　　　　) ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として □添加なし　／　□添加あり (該当する事項をチェックしてください)		

4－2.品質に関する基準

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
(5)品質	□JIS　K3301 □JIS　K3302 □JIS　K3303 □その他　　規格名(　　　　　　　)	該当規格に適合することを示す試験結果(JIS 認定の写しで代用可)	申込者または第三者試験機関
		証明書(記入例 4)(JIS 認定の写しで代用可)	製品の最終製造工場の工場長
(6)品質	「家庭用合成洗剤及び家庭用せっけんの表示に関する公正競争規約を遵守している」 □適合する　／　□適合しない (該当する事項をチェックしてください) 「家庭用品品質表示法を遵守している」 □適合する　／　□適合しない (該当する事項をチェックしてください)	該当部分のパッケージ見本(カタログ)	申込者

記 入 例1

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込承諾者

<u>申込承諾書</u>

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　　））
を、（申込者）がブランド名（　　　　　　）として、エコマーク
商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

記 入 例2

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料供給者

証明書

当社が（エコマーク申込商品製造者名）に供給する油脂は、○○○から回収した家庭用、業務用食用廃油を（　　）%使用していることを証明します。

記入例　３

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

環境法規遵守証明書

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
（以上、工場が該当する法律名を記載すること）
○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定
（以上、工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること）

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。
本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。

記 入 例4

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

自社規格品質管理証明書

当社エコマーク認定申込ブランド名（　　　　　　　　）については、
別紙（実際の品質管理項目を説明する資料）の品質管理項目に
基づいて、商品を管理し、品質管理基準に適合する商品のみを
出荷することを証明します。